

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号

所得税更正請求棄却処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・海田税務署長

平成20年12月19日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・広島地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年5月15日判決、本資料257号—102・順号10711）

（控訴審・広島高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年4月16日判決、本資料258号—83・順号10941）

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛ほか
被上告人兼相手方	海田税務署長
	川邊 孝司
同指定代理人	松本 宜之

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年12月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。